

各種変更事項等に伴う提出書類一覧表

(水道)

届出内容 提出書類	法人の場合											注意事項				
	指定申請(新規)	指定申請(更新)	主任技術者の選任	主任技術者の解任	変更等								事業者証の汚損・紛失			
					商号・所在地	代表者	法人の役員	主任技術者の氏名・免状の交付番号	FAX	住居表示・電話番号	事業の廃止・休止		事業の再開	再発行する場合	再発行しない場合	
指定給水装置工事事業者指定申請書 (別記様式1)	○	○														
誓約書 (別記様式2)	○	○				○	○									
給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 (別記様式3)	○	○	○	○												選任のときは、主任技術者の免状又は主任技術者証の写しを添付すること
機械器具調書 (別記様式1 別表)	○	○														それぞれの器具について、1種類以上記入し、記入した全ての機械器具を撮影し添付すること
定款の写し	○	○			○	○										直近のもの 最終頁に『原本と相違ありません』の文言を記入し、事業所所在地、事業者名、代表者名を記入の上、代表者印を押印のこと
登記簿事項証明書(履歴事項全部証明書)	○	○			○	○	○									法務局が発行したもので、発行から3か月以内の原本
給水装置工事主任技術者免状又は主任技術者証の写し	○	○	○				○									主任技術者免状はA4に縮小すること
事業所の外観及び内観の写真	○	○			○											商号が判別できる写真であること
指定事項変更届出書 (別記様式4)					○	○	○	○	○							
指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書 (別記様式5)										○	○					
指定給水装置工事事業者証 ※返却のため					○	○			△	○		△				
指定給水装置工事事業者証再交付申請書 (別記様式6)												○				
指定給水装置工事事業者証紛失届出書 (別記様式7)													○			

※主任技術者選任・解任については遅滞なく、主任技術者が欠けるに至ったときは当該事由が発生してから2週間以内に、再開の届出は10日以内に、その他変更等については30日以内に届け出をしてください。

※書類サイズは全てA4にしてください。

※上記の表にかかわらず、その他確認のため別途書類を提出いただく場合があります。

各種変更事項等に伴う提出書類一覧表

(水道)

届出内容 提出書類	個人の場合										注意事項	
	指定申請 (新規)	指定申請 (更新)	主任技術者の選任	主任技術者の解任	変更等							事業者証の紛失 汚損・紛失
					事業所の名称・所在地	代表者	FAX 住居表示・電話番号・	事業の廃止・休止	事業の再開	再発行する場合		
指定給水装置工事事業者指定申請書 (別記様式1)	○	○										
誓約書 (別記様式2)	○	○				○						
給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 (別記様式3)	○	○	○	○								選任のときは、主任技術者の免状又は主任技術者証の写しを添付すること
機械器具調書 (別記様式1 別表)	○	○										それぞれの器具について、1種類以上記入し、記入した全ての機械器具を撮影し添付すること
住民票記載事項証明書	○	○				○						発行から3か月以内 世帯主・続柄、本籍地及びマイナンバーの記載のないもの
給水装置工事主任技術者免状又は主任技術者証の写し	○	○	○									主任技術者免状はA4に縮小すること
事業所の外観及び内観の写真	○	○			○							事業所の名称が判別できる写真であること
指定事項変更届出書 (別記様式4)					○	○	○					
指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書 (別記様式5)								○	○			
指定給水装置工事事業者証 ※返却のため					○	○	△	○				
指定給水装置工事事業者証再交付申請書 (別記様式6)										○		
指定給水装置工事事業者証紛失届出書 (別記様式7)											○	

※主任技術者選任・解任については遅滞なく、主任技術者が欠けるに至ったときは当該事由が発生してから2週間以内に、再開の届出は10日以内に、その他変更等については30日以内に届け出をしてください。

※書類サイズは全てA4にしてください。

※上記の表にかかわらず、その他確認のため別途書類を提出いただく場合があります。

別表（組織変更又は合併等の場合の届出方法）

申請者	内容	具体例	提出書類	
個人	法人化等	個人 ⇒ 法人	指定給水装置工事事業者（廃止）届出書（別記様式5）並びに指定給水装置工事事業者指定申請書（別記様式1）及び法人の場合の新規申請に必要な提出書類	
		法人 ⇒ 個人	指定給水装置工事事業者（廃止）届出書（別記様式5）並びに指定給水装置工事事業者指定申請書（別記様式1）及び個人の場合の新規申請に必要な提出書類	
	相続	相続人が事業を継続したいとき	指定給水装置工事事業者（廃止）届出書（別記様式5）並びに指定給水装置工事事業者指定申請書（別記様式1）及び個人の場合の新規申請に必要な提出書類	
法人	組織変更	合同・合名・合資・有限会社 ⇒ 株式会社	指定事項変更届出書（別記様式4）及び法人の場合の変更等に必要な提出書類	
		合同会社・合名会社・合資会社間の変更	指定事項変更届出書（別記様式4）及び法人の場合の変更等に必要な提出書類	
	合併	指定工事事業者Aと指定工事事業者Bが合併	AがBを吸収合併	Aは指定事項変更届出書（別記様式4）及び法人の場合の変更等に必要な提出書類、Bは指定給水装置工事事業者（廃止）届出書（別記様式5）
			新会社Cを設立（新設合併）	A・Bは指定給水装置工事事業者（廃止）届出書（別記様式5）、Cは指定給水装置工事事業者指定申請書（別記様式1）及び法人の場合の新規申請に必要な提出書類
		会社Aと指定工事事業者Bが合併	AがBを吸収合併	Aは指定事項変更届出書（別記様式4）及び法人の場合の変更等に必要な提出書類、Bは指定給水装置工事事業者（廃止）届出書（別記様式5）
			新会社Cを設立（新設合併）	Bは指定給水装置工事事業者（廃止）届出書（別記様式5）、Cは指定給水装置工事事業者指定申請書（別記様式1）及び法人の場合の新規申請に必要な提出書類

※1 この表は、1例を示したものです。御不明な点は、給排水設備グループ（電話：0823-26-1671）までお問い合わせください。

2 新規申請が必要な場合は、指定手数料がかかります。